

2018年6月18日

罹災された組合員の皆様へ

大阪市職員労働組合  
執行委員長 徳野 尚  
(担当 共済事業本部)

## 6.18 地震被害にかかる自治労共済の給付基準と申請方法についてのご案内

平素は自治労共済をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。このたびの大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられた方に心よりお見舞い申し上げます。

さて、自治労共済にかかる給付基準と申請方法について、下記のとおりご案内いたします。

なお、通常期より審査に時間を要することも想定されます。ご不明な点がございましたら、市職共済サービスセンターまでお問い合わせください。

### 記

#### 1 給付基準

- ① 総合共済基本型 **建物の損害程度**で判定されます。 ← 組合員全員対象  
住宅災害給付（地震による損害） 組合員が居住している建物が全壊・半壊した場合の他、一部損壊は建物の損害額が **20万円**を超える場合に共済金が支払われます。
  
- ② 自然災害共済 **建物の損害程度**で判定されます。 ← 自然災害共済に加入の方  
地震等共済金（地震による損害） 自然災害共済契約建物が全壊・半壊した場合の他、建物の損害額が **100万円**を超える場合、なお、建物の損害額が100万円を超えない場合でも、家財契約がある場合に家財の損害額が100万を超えれば共済金が支払われます。  
地震等特別共済金 建物の損害額が **20万円**を超える場合に地震等特別共済金が支払われます。

①②いずれも、詳しくは現在配付中の「自治労共済パンフレット」を参照して下さい、

【修理を急ぐ等の理由により罹災現状維持が困難な場合】

- ① 撮影可能な範囲での損害箇所の写真（屋根等危険な箇所は修理業者の方へ撮影依頼をお願いします）
- ② 修理箇所がわかる見積書・領収書
- ③ 罹災証明

2 申請方法

別紙の罹災報告書に記載のうえ、市職共済サービスセンターへ送付下さい  
送付方法は次のとおりです。

- ・FAX：06-6202-0090
- ・メール：kyousai-jigyo@osaka-shishoku.jp
- ・郵送：下記住所まで

ご不明な点がございましたら、市職共済サービスセンターまでお問い合わせください。

以 上

大阪市職共済サービスセンター  
〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目1-23  
日本文化会館ビル2階  
共済相談ダイヤル：0120-079-431  
(平日 9:30～13:30／14:00～19:00)  
E-Mail：079431@osaka-shishoku.or.jp